

熊本市からのお知らせ

# 熊本地震により被災した町屋等の復旧に対する支援について

平成30年1月22日より熊本市町並み復旧保存支援事業を始めました。

平成28年熊本地震では多くの町屋等が被害を受けました。これまで、地域と協働で町並みづくりに取り組んできた「新町・古町地区」「川尻地区」において、城下町あるいは地域の特色ある良好な町並みを将来に亘って維持継承していくことを目的に「熊本市町並み復旧保存支援事業」により町屋等の伝統的様式建造物の外観部分の保存・修景又は復旧工事に対して支援を行っています。

補助金の利用をお考えの方は、開発景観課景観整備班までご相談ください。

復旧例



## 熊本市町並み復旧保存支援事業の実施に関する補助金交付要綱 抜粋

平成30年1月15日施行

### ■補助対象行為・補助率・限度額

補助区分	補助対象行為	補助率	限度額
伝統的様式建造物 ※1	外観部分の保存・修景又は復旧工事※2	1/2	1,500万円

### ■助成の条件

原則としてそれぞれ固有の伝統的様式に基づいて外観を保存・修景する。

新町・古町地区(城下町の風情を感じられる町並みづくり事業区域)、川尻地区(歴史を活かした町並みづくり事業区域の町並み協定地区内)において平成28年熊本地震で被災した伝統的様式建造物(既に復旧工事を行った建造物も含む)であること。

平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興事業補助金、熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金(グループ補助金)の交付を受けていない工事部分であること。

※1伝統的様式建造物とは、原則として昭和25年以前に伝統工法によって建てられた木造の建造物をいう。

※2工事に関する調査及び設計を含む。

熊本市ホームページ <http://www.city.kumamoto.jp/>

### 【熊本市町並み復旧保存支援事業】

熊本市ホームページ > 分類から探す > 防災・まちづくり・市民参画 > 都市計画・景観 > 都市景観・屋外広告物 > 熊本市町並み復旧保存支援事業の実施に関するお知らせ

平成24年度から開始した従来の助成事業についても継続して行っています。

モデル街区や協定地区の一般建造物については、下記の助成制度をご活用ください。  
助成金の利用をお考えの方は、開発景観課景観整備班までご相談ください。

### 熊本市新町・古町地区の城下町の風情を感じられる町並みづくり助成金交付要綱 抜粋

平成24年4月1日施行

#### ■助成対象行為・助成率・限度額

助成区分	助成対象行為	助成率	限度額※2
伝統的様式建造物 ※1	外観部分の保存・修景のための設計・工事	1/2	150万円 (300万円)※3
モデル街区の一般建造物	外観部分の修景のための設計・工事	1/2	150万円

#### ■助成の条件

伝統的様式建造物は、工事後に要綱に示す伝統的様式建造物の保存・修景基準の全てに適合すること。  
一般建造物の場合、所有者は市長が認定した町並み協定の締結者であり、工事をする部分が一般建造物の修景基準に適合すること。

### 熊本市川尻地区の歴史を活かした町並みづくり助成金交付要綱 抜粋

平成27年3月23日施行

#### ■助成対象行為・助成率・限度額※4

助成区分	助成対象行為	助成率	限度額※2
伝統的様式建造物 ※1	外観部分の保存・修景のための設計・工事	1/2	300万円
一般建造物	外観部分の修景のための設計・工事	1/2	150万円

#### ■助成の条件

伝統的様式建造物は、工事後に要綱に示す伝統的様式建造物の保存・修景基準の全てに適合すること。  
一般建造物の場合、工事をする部分が一般建造物の修景基準に適合すること。

※1伝統的様式建造物とは、原則として昭和25年以前に伝統工法によって建てられた木造の建造物をいう。

※2設計のみの限度額は50万円とする。

※3モデル街区内の建造物の所有者等で、市長認定の町並み協定の締結している者に限る。

※4助成対象者は建造物の所有者等で、市長認定の町並み協定を締結している者に限る。

熊本市ホームページ <http://www.city.kumamoto.jp/>

【熊本市新町・古町地区の城下町の風情を感じられる町並みづくり事業】

熊本市ホームページ > 分類から探す > 防災・まちづくり・市民参画 > 都市計画・景観 > 都市景観・屋外広告物 > 熊本市新町・古町地区の城下町の風情を感じられる町並みづくり事業

【熊本市川尻地区の歴史を活かした町並みづくり事業】

熊本市ホームページ > 分類から探す > 防災・まちづくり・市民参画 > 都市計画・景観 > 都市景観・屋外広告物 > 熊本市川尻地区の歴史を活かした町並みづくり事業

熊本市 都市建設局 都市政策部 開発景観課 景観整備班

〒860-8601

熊本市中央区手取本町1-1 熊本市役所本庁舎 11階

電話: 096(328)2507

FAX: 096(351)2182

電子メール: kaihatsukeikan@city.kumamoto.lg.jp



(新町・古町地区 町並みづくりのイメージ)